

奈良県告示第一百三十三号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「防止法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成二十九年七月奈良県告示第百五十号（窒素含有量に係る総量規制基準）は、廃止する。ただし、令和四年十二月一日以後に特定施設の設置又は構造の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{ni} 及び C_{no} の値に係る業種その他の区分及びその区分 \bar{v} との値については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前のとおりとする。

令和四年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第三号ニに掲げる区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分 \bar{v} とに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一 平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$

二	平成十四年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び同日以後特別措置法第五条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$	
三	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$	
四	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$	

備考

この表に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第一については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第二については、令別表第二第三号ニに掲げる区域内に設置される指定地域内事業場であつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用する。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_n 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の1に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

C_{ni} 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の2に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

C_{no} C_n と同じ値（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_{ni} C_{no} 平成十四年十月一日（四の項にあつては、平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）

Q_{no} 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

四 施行期日

令和四年十二月一日から施行する。

別表第一

業種その他の区分	窒素含有量 (単位 一 リットルにつきミリグラム)
備 考	

						五七 織維工業で麻製纖工程に係る もの
六二 織維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	六一 織維工業で綿状纖維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	六〇 織維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		五九 織維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	五八 織維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帶して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	五八 織維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帶して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの
三〇	二五	二〇		二〇		一〇
一〇	一〇	一〇		一〇		一〇
				第三欄の1の値は、六〇とする。		

					七五 木材薬品処理業
八〇	七九	七八	七七	七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしあげミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしあげミグランドパルプ製造工程を含む。）又は	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしあげミグランドパルプ製造工程又は未さらしあげミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナージュランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	一〇 一〇
					二〇 一〇

八五	八四	八三	八二	八一	
パルプ製造業、洋紙製造業又 工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で古紙を原料と し脱インキ又は漂白を行うパ ルプ製造工程(前工程の離解 工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でさらしクラフ トパルプ製造工程(前工程の 未さらしクラフトパルプ製造 工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でさらしクラフ トパルプ製造工程(前工程の 未さらしクラフトパルプ製造 工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で未さらしクラ フトパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除く。)	さらしセミカルパルプ製 造工程(前工程の未さらしセ ミカルパルプ製造工程を 含む。)に係るもの

九一	九〇	八九		八八	八七		八六	
塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	

一〇二	一〇一	一〇〇		九七	九六	九五	九四	九三	九二
窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による纖維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業
一五		一〇		一〇	一五	一〇			
一〇		一〇		一〇	一〇	一〇	一〇		
一 二 二 二	一 アンモニア誘導品製造工 程にあつては、第三欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 従い、一〇〇、一〇〇とす る。	一 アンモニア製造工程にあ つては、第三欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 四〇、三〇とする。							

三　尿素製造工程にあつては、
第三欄の値は、それぞれ同
欄の順序に従い、七〇〇、
七〇〇とする。

一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四 化学肥料製造業（前二項に掲 げるものを除く。）	一〇三 複合肥料製造業
無機化学工業製品製造業（前 三項に掲げるものを除く。）	無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	一〇〇	一五
一一〇	四〇	一五	一〇	一〇	一〇
一一〇	三〇	一一〇	一〇		

一〇八 無機化学工業製品製造業（前三項に掲げるものを除く。）

一〇九 バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）、酸化コバルト製造工程、モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）、イットリウム酸化物製造工程、酸化銀製造工程、酸化ジルコニウム製造工程及び窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ

一一三		一二一	一一〇	一〇九	
石油化学系基礎製品製造業で 有機化学工業製品製造工程（ 脂肪族系中間物製造工程、環 式中間物・合成染料・有機顏 料製造工程、プラスチック製 造工程及び合成ゴム製造工程 を除く。）に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係る もの	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの
一五	一五	一五	一五	一五	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
	窒素又はその化合物を原料と して使用するものにあっては、 第三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇、四〇と する。				同欄の順序に従い、五〇、四 〇とする。

一一〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四
プラスチック製造業	環式中間物・合成染料・有機 顔料製造業	コールタール製品製造業	発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業	石油化学系基礎製品製造業（ 一〇九の項から前項までに掲 げるものを除く。）
一〇	一五	○ 三三	一五		一五	
一〇	一〇	○ 一七	一〇		一〇	
は乳化助剤として使用するも 窒素又はその化合物を原料と して使用するものにあっては、 第三欄の1の値は、三〇とす る。	窒素又はその化合物を原料と して使用するものにあっては、 第三欄の1の値は、三〇とす る。				一 窒素又はその化合物を原 料として使用するものにあ つては、第三欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 四五、二〇とする。 二 青酸誘導品含有排水を排 出する工程にあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、三〇〇、三 〇〇とする。	

一二四	一二三		一二一		
レーヨン・アセテートの製造に係る のうちアセテートの製造に係る もの	レーヨン・アセテート製造業		有機化学工業製品製造業（一 〇九の項から前項までに掲げ るもの）を除く。）	合成ゴム製造業	のにあつては、第三欄の1の 値は、二〇とする。
一五	一〇		一五	一五	
一〇	一〇		一〇	一〇	
		三一メラミン製造工程にあつ ては、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、八 五〇、八五〇とする。	一 窒素又はその化合物を原 料として使用するものにあ つては、第三欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 二〇、一五とする。 二 イソシアヌル酸及びその 誘導品製造工程にあつては、 第三欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、二〇、一 五とする。	窒素又はその化合物を原料又 は乳化助剤として使用するも のにあつては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 四〇、二〇とする。	

一三三	一三二		一三一	一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六	一二五		
生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業		医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	石けん・合成洗剤製造業	製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン	合成纖維製造業	るもの
一〇	一五		一五			一五	一〇	一〇	一〇		
一〇	一〇		一〇			一〇	一〇	一〇	一〇		
		医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二〇とする。	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二〇とする。						窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。		

一五八	一五七	一五六	一五五	一五四	一五三	一五一	一五〇	一四九	一四八	一四七	
ガラス製加工素材製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	石油精製業
一〇						一〇	一〇	○ 五〇	一〇		
一〇						一〇	一〇	○ 三三	一〇		

一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一
鉱物・土石粉碎等処理業	碎石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
						一〇	一〇	一五	
						一〇	一〇	一〇	

一七三	高炉による製鉄業	一七二	うわ薬製造業						
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び く。）	一七九	熱間圧延業（一八二の項及び く。）	一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（單 独転炉を含む。）又は電気炉 (単独電気炉を含む。)によ るものに限る。）	一七六	高炉によらない製鉄業（前項 に掲げるものを除く。）	一七五	フェロアロイ製造業
一〇				一五		一〇		一〇	
一〇				一〇		一〇		一〇	
一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあつては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、五五、四〇とする。			ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあつては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、五五、四〇とする。			二ステンレス硝酸酸洗工程 を有するものにあつては、 第三欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、五五、四 〇とする。	一 コークス製造工程にあつ ては、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、五 〇〇、三三〇とする。	

一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	
めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜钢管製造業	磨棒鋼製造業	伸鐵業	钢管製造業	冷間ロール成型形鋼製造業	
一五		一〇		一五		一〇	一〇	一〇	一五	
一〇		一〇		一〇		一〇	一〇	一〇	一〇	
				ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程をするものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、四〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程をするものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四五とする。	ステンレス硝酸酸洗工程をするものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程をするものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四五とする。	に従い、五五、四〇とする。	

一九一													
一九〇	二〇〇		一九九	一九八	一九七	一九六		一九五	一九四	一九三	一九二		
電気めつき業	非鉄金属製造業		鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	鉄粉製造業	可鍛鋳鉄製造業	鋳鉄管製造業	（）	銑鉄鋳物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	鋳鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	の項から前項までに掲げるものを除く。）	表面処理鋼材製造業（一八七
三〇	一五		一五					一〇	一〇	一〇	一〇		一〇
一〇	一〇		一〇					一〇	一〇	一〇	一〇		一〇
窒素又はその化合物による表			ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。										ステンレス硝酸酸洗工程をするものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。

					二〇一	
					金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	
造業	一〇五	一〇四	一〇三		二〇一	
造業又は情報通信機械器具製	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製	電子回路製造業	一般機械器具製造業		二〇一	
一五	一〇				二〇一	
一〇	一〇				二〇一	
五とする。	半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。			二アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二五とする。	一溶融めつき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。	面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。

			二〇六	輸送用機械器具製造業
二一一	二一〇		二〇七	
（第六条に規定する施設をいう。）	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）	空瓶卸売業	二〇九	精密機械器具製造業
一五	一〇		二〇八	ガス製造工場
一〇	一〇		二〇九	下水道業
		標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する污水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五、一五とする。	一〇	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第三欄の1の値は、三〇とする。

二二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）						
二二二八	と畜場	死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	廃油処理業	ごみ処理業	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの）を除く。）	
二二二七			二二二六	二二二五	二二二四		
二五	一〇	一〇	一〇	一〇		六〇	六〇
一五	一〇	一〇	一〇			三〇	三〇
					嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。		

					二三二一 二の項 から前 項まで に分類 されな いもの 第一条の二各号に掲げるもの をいう。)	二三一 試験研究機関（水質汚濁防止 法施行規則（昭和四十六年總 理府・通商産業省令第二号） 第一条の二各号に掲げるもの をいう。)
二〇	4 水道業（二〇九 の項に掲げるもの を除く。）	3 その他の製造業 (日本標準産業分 類三二に属するも の)	2 窯業・土石製品 製造業（一五六の 項から一七〇の項 までに掲げるもの を除く。）	1 鉱業（三の項及 び四の項に掲げる ものを除く。）	一五	二五
一〇					一〇	一〇
						一五

四	三	二	業種その他の区分			
非金属鉱業	天然ガス鉱業	畜産農業	1	(単位 ラム) リットルに つきミリグ	窒素含有量	
一五	六〇	一五	六〇			

備
考

別表第二

7 以上 のい ずれ に も属 さない もの	く。)	6 指定地 域内事 業 場に係 る雑排 水及 びし尿 (二二一 の項 及び二 二二の項 に掲 げる ものを除 く。)	5 自動式車 両洗浄 施設を 使用する工 程に係 るもの
一五		六〇	
一〇		三〇	

五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	

蒸留酒・混成酒製造業

インスタントコーヒー製造業

配合飼料製造業

單体飼料製造業

有機質肥料製造業

たばこ製造業

生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）

纖維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の纖維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの

纖維工業で麻製纖工程に係るもの

纖維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帶して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帶加工処理工程」と

六四	六三	六二	六一	六〇	五九	の いう。) を含む。) に係るも
繊維工業で不織布製造工程に の	繊維工業で織物機械染色整理 工程（染色整理工程付帶加工 処理工程を含む。）に係るもの	繊維工業でニット・レース染 色整理工程（染色整理工程付 帶加工処理工程を含む。）に 係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色 整理工程（染色整理工程付帶 加工処理工程を含む。）に係る もの	繊維工業で織物手加工染色整 理工程（染色整理工程付帶加 工処理工程を含む。）に係る もの	繊維工業で織物機械染色整理 工程（染色整理工程付帶加工 処理工程を含む。）に係るも の（前項に掲げるものを除く。 ）	の いう。) を含む。) に係るも
	二〇	三〇	二五	二〇	二〇	二〇
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
					第三欄の1の値は、六〇とす る。	綿織物捺染工程にあっては、 第三欄の1の値は、六〇とす

七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイト は板紙製造業、洋紙製造業又	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製 造工程に係るもの	木材薬品処理業	合板製造業（集成材製造業を 含む。）又はパーテイクルボ ード製造業	一般製材業又は木材チップ製 造業	繊維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）	繊維工業で纖維製衛生材料製 造工程に係るもの	纖維工業で上塗りした織物及 び防水した織物製造工程に係 るもの	纖維工業でフェルト製造工程 に係るもの	係るもの

		七八	パルプ製造工程に係るもの
		七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランド・パルプ製造工程、リフアイナーグランド・パルプ製造工程又はサーモメカニカル・パルプ製造工程に係るもの
八一	八〇	八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミグランド・パルプ製造工程又は未さらしセミケミカル・パルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
八一	八〇	八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしセミグランド・パルプ製造工程（前工程の未さらしセミグランド・パルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカル・パルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカル・パルプ製造工程を含む。）に係るもの

八六	八五	八四	八三	八二

八六 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの

八五 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの

八四 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの

八三 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）

九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九		八八	八七	工程（前工程のグランド・パルプ、リファイナーグランド・パルプ又はサーモメカニカル・パルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの
纖維板製造業（前項に掲げる乾式法による纖維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業		段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		

一〇四	一〇三		一〇二	一〇一	一〇〇		九七	ものを除く。)
化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	複合肥料製造業		窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）
一五			一五					
一〇			一〇					
		三一尿素製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇〇、一一〇〇とする。	一 アンモニア製造工程については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。 二 アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、一〇〇とする。					

一一〇		一〇九		一〇八	無機化学工業製品製造業（前 三項に掲げるものを除く。）	一〇七	無機顔料製造業	一〇六	電炉工業	一〇五	ソーダ工業
一五	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	一〇	バナジウム化合物製造工程（ 塩析工程を有するものに限る。 ）、酸化コバルト製造工程、 モリブデン化合物製造工程（ 塩析工程を有するものに限る。 ）、イットリウム酸化物製造 工程、酸化銀製造工程、酸化 ジルコニア製造工程及び窒 素又はその化合物を含有する 原料を使用する工程にあつて は、第三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、五〇、四 〇とする。	二〇	五〇	五〇		四〇	
一一〇	窒素又はその化合物を原料と して使用するものにあつては、 第二欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇、四〇と する。	一一〇	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	一一〇	窒素又はその化合物を原料と して使用するものにあつては、 第二欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇、四〇と する。	一一〇	バナジウム化合物製造工程（ 塩析工程を有するものに限る。 ）、酸化コバルト製造工程、 モリブデン化合物製造工程（ 塩析工程を有するものに限る。 ）、イットリウム酸化物製造 工程、酸化銀製造工程、酸化 ジルコニア製造工程及び窒 素又はその化合物を含有する 原料を使用する工程にあつて は、第三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、五〇、四 〇とする。	一一〇		一一〇	

一一五	一一四	一	一一三	一一二	一一一
脂肪族系中間物製造業	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	
一五	一五	一五	一五	一五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一 窒素又はその化合物を原 料として使用するものにあ つては、第三欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 五〇、四〇とする。		窒素又はその化合物を原料と して使用するものにあつては、 第三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、二〇、一五と する。	窒素又はその化合物を原料又 は乳化助剤として使用するも のにあつては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 五〇、四〇とする。		の順序に従い、六〇、五〇と する。

一二一		一二〇		一九	一八	一七	一六	
合成ゴム製造業	プラスチック製造業	プラスチック製造業	顔料製造業	環式中間物・合成染料・有機 顔料製造業	コールタール製品製造業	発酵工業	メタン誘導品製造業	
一五		一五		一五	○ 八〇	一五		
一〇		一〇		一〇	○ 八〇	一〇		
窒素又はその化合物を原料又 は乳化助剤として使用するも のにあつては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 五〇、四〇とする。 窒素又はその化合物を原料又 は乳化助剤として使用するも のにあつては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 五〇、四〇とする。	窒素又はその化合物を原料又 は乳化助剤として使用するも のにあつては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 五〇、四〇とする。	二 青酸誘導品含有排水を排 出する工程にあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇〇、五 〇〇とする。						

					一二三一 有機化学工業製品製造業（一 〇九の項から前項までに掲げ るもの）を除く。）
	一二五 合成纖維製造業	一二四 レーヨン・アセテート製造業 のうちアセテートの製造に係 るもの	一二三 レーヨン・アセテート製造業 のうちレーヨンの製造に係る もの		一五 一五
一五					一〇 一〇
一〇					
する。	窒素又はその化合物を原料と して使用するものにあつては、 第三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇、四〇と する。			三 メラミン製造工程にあつ ては、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、八 五〇、八五〇とする。 二 イソシアヌル酸及びその 誘導品製造工程にあつては、 第三欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、二〇、一 五とする。	一 窒素又はその化合物を原 料として使用するものにあ つては、第三欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 二〇、一五とする。

一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン 製造業	一二七	石けん・合成洗剤製造業	一二八	界面活性剤製造業（前項に掲 げるものを除く。）	一二九	塗料製造業	一二〇	印刷インキ製造業	一二一	医薬品原薬・製剤製造業	一二二		一二三		一二四	生薬・漢方製剤製造業	一二五	生物学的製剤製造業	一二六	動物用医薬品製造業	一二七	火薬類製造業	一二八	農薬製造業
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン 製造業	一二七	石けん・合成洗剤製造業	一二八	界面活性剤製造業（前項に掲 げるものを除く。）	一二九	塗料製造業	一二〇	印刷インキ製造業	一二一	医薬品原薬・製剤製造業	一二二		一二三		一二四	生薬・漢方製剤製造業	一二五	生物学的製剤製造業	一二六	動物用医薬品製造業	一二七	火薬類製造業	一二八	農薬製造業
一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五		一一五	
一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇	

医薬品原薬製造工程（窒素又
はその化合物を原料として使
用するものに限る。）にあつ
ては、第三欄の値は、それぞ
れ同欄の順序に従い、二五、
二〇とする。

一六二	ガラス纖維（長纖維に限る。）・同製品製造業	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス・同製品製造業（五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	ガラス	ガラス	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一六三	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス	ガラス	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一六四	ガラス	ガラス	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一六五	ガラス	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一六六	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一六八	黒鉛電極製造業	生コンクリート製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一六九	碎石製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一七一	うわ葉製造業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一七二	高炉による製鉄業	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一七三		ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス
一五											
一〇											
一一	一 コークス製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇〇、四〇〇とする。 二 ステンレス硝酸酸洗工程	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス

一八四	一八三	一八二	一八一		一八〇	一七九		一七八	一七六	一七五	
磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形鋼製造業		く。)	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除	く。)	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除	るものに限る。)	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。)	フェロアロイ製造業
								製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によ			
								るものに限る。)			
									一五	一五	
									一〇	一〇	
								ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。			を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。

一九六	一九五	一九四	一九三	一九二		一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五
鋳鉄管製造業	（を除く。） 九七の項に掲げるものを除く。	銑鉄鑄物製造業（次項及び一 九五	鋳鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業（一八七 の項から前項までに掲げるも のを除く。）	めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業
						一五	一五	一五	一五	一五		
						一〇	一〇	一〇	一〇	一〇		
						（を除く。） 九七の項に掲げるものを除く。	ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあっては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、五五、四〇とする。					

					一九七	可鍛鋳鉄製造業
					一九八	鉄粉製造業
					一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）
					二〇〇	非鉄金属製造業
					二〇一	電気めつき業
一一〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一一〇	一〇〇	一〇〇	一五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。
一一〇	一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	
一一〇一	一 溶融めつき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇とする。	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	
一一〇二	二 アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の順序に従い、六〇、五〇とする。	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	

	二〇七	二〇六	二〇五 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	二〇四 電子回路製造業	二〇三 一般機械器具製造業	
	一〇	一〇	一〇 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）における第三欄の順序に従い、それ同欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 半導体素子製造工程については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）における第三欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 とする。
	一〇	一〇	一〇 自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）においては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二五、二〇とする。	一〇 半導体素子製造工程については、第三欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）における第三欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 とする。
	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）においては、第三欄の1の値は、三〇とする。	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）においては、第三欄の1の値は、三〇とする。	一〇 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）における第三欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 半導体素子製造工程については、第三欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）における第三欄の順序に従い、三〇、二〇とする。	一〇 とする。

二一八	二一六	二一五	二一四	二一三	二一二	二一一	二一〇		二〇九	二〇八
写真業（写真現像・焼付業を除く。）	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。）	空瓶卸売業	下水道業	ガス製造工場	
一五	三〇				一五	一五	一五	二五	二〇	一〇
								標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する污水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五、一五とする。		

二二三		二二一	二二二	二二〇	二二九
し尿処理業（し尿浄化槽に係 るもの）を除く。）	し尿浄化槽（建築基準法施行 令第三十二条第一項の表に規 定する算定方法により算定し た処理対象人員が二〇一人以 上五〇〇人以下のものに限る。 ）	し尿浄化槽（建築基準法施行 令第三十二条第一項の表に規 定する算定方法により算定し た処理対象人員が五〇一人以 上のものに限る。）	し尿浄化槽（建築基準法施行 令第三十二条第一項の表に規 定する算定方法により算定し た処理対象人員が五〇一人以 上のものに限る。）	病院	自動車整備業
六〇		六〇	四〇	三〇	
三〇		三〇	三〇	一五	
湿式酸化法、好気性消化法、 嫌気性消化法又は活性汚泥法に する。	第二欄に規定する表又は建築 基準法施行令第三十二条第三 項第二号に規定する技術上の 基準を満たす構造のし尿淨化 槽より高度にし尿を処理する ことができる方法によりし尿 を処理するものにあっては、 第三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、四〇、二〇と する。	第二欄に規定する表又は建築 基準法施行令第三十二条第三 項第二号に規定する技術上の 基準を満たす構造のし尿淨化 槽より高度にし尿を処理する ことができる方法によりし尿 を処理するものにあっては、 第三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、四〇、二〇と する。	第二欄に規定する表又は建築 基準法施行令第三十二条第三 項第二号に規定する技術上の 基準を満たす構造のし尿淨化 槽より高度にし尿を処理する ことができる方法によりし尿 を処理するものにあっては、 第三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、二〇、一〇と する。		含む。）

一三三 に分類 に分類 に分類 に分類	二の項 から前 から前 から前 から前	一三一 試験研究機関（水質汚濁防止 法施行規則第一条の二各号に 掲げるものをいう。）	一三〇 地方卸売市場	一三九 中央卸売市場	二一八 と畜場	二一七 死亡獣畜取扱業	二二六 産業廃棄物処理業（前項に掲 げるものを除く。）	二二五 廃油処理業	二二四 ごみ処理業	
一五 項まで	一五 項まで				二五	四〇	二五	二五		
一〇 項まで					一五	二一〇	一五	一五		
										凝集処理法を加えた方法より 高度にし尿を処理することが できる方法によりし尿を処理 するものにあっては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、五〇、二〇とする。

されな
いもの

2 窯業・土石製品

製造業（一五六の項から一七〇の項までに掲げるものを除く。）

3 その他の製造業
(日本標準産業分類三二に属するもの)

4 水道業(二〇九

の項に掲げるものを除く。)

5 自動式車両洗浄施設を使用する工

程に係るもの

6 指定地域内事業

場に係る雑排水及

びし尿(二二一の項及び二二二の項

に掲げるものを除

く。)

7 以上のいずれにも属さないもの

一五

六〇

二〇

一〇

三〇

一〇